

## 環境保全の見地からの意見書

1. 意見書を提出しようとする方のお名前及びご住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者のお名前及び主たる事務所の所在地）

(ふりがな) お名前	ご住所	ご連絡先（差し支えなければ 電話番号をご記入下さい）
認定NPO法人気候 ネットワーク 代表：浅岡美恵	〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7 一番町村上ビル6階	03-3263-9210

2. 意見書の提出の対象である計画段階環境配慮書の名称  
「鹿島火力発電所2号機 計画段階環境配慮書」

3. 環境の保全の見地からのご意見（ご意見の理由を含め、ご記入ください）

1.石炭火力発電所の新設の問題について
<p>①今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約2倍のCO<sub>2</sub>を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。</p> <p>②今後新設される発電所は、少なくともLNG火力が達成している約350g/kwhというCO<sub>2</sub>排出原単位を実現できる水準を満たすべきである。この観点からすると、石炭火力発電はIGCC技術でもこのレベルには到達しがたく、石炭火力発電所の建設自体が環境への配慮を著しく欠いていると言わざるを得ない。今回採用されるUSC技術はIGCCよりも効率が劣るものであり、新設は容認できない。</p> <p>③日本政府は、環境基本計画において、2050年に温室効果ガス排出量を80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも30年程度稼働することを考えると、東京電力の排出原単位は現状よりさらに悪化することとなり、国の目標と整合しない。実際に東京電力の既設の石炭火力発電所（広野及び常陸那珂の各2基）は、2003年以降東電全体のCO<sub>2</sub>排出量を増加させ、原発稼働時でさえ、排出量原単位は悪化している。国の目標との整合性からも、本事業の正当性は認められない。</p> <p>④東京電力は、総合特別事業計画を改定するたびに販売電力量を下方修正している。需要は東日本大震災・福島原発事故以降、低いまま推移している。また、今後さらに省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼働する2020年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、最もCO<sub>2</sub>排出の多い燃料である石炭での火力発電所の新設の必要性はないと考えられる。</p> <p>⑤計画段階配慮書は、事業の枠組みが大まかに決定した後にアセスメントを行っても対策の検討や</p>

実施が困難であるという問題点を解消するために生まれた制度である。しかし、事業を実施しない場合を含めた他案を検討せず、事業実施ありきで配慮書が作成されるのであれば、本制度自体が意義を失う。事業実施なしを含めて、他の選択肢の検討を示すべきである。

⑥石炭は経済性に優れているとしているが、途上国の需要増加を考慮すると、将来的には価格が上昇すると予想される。さらに温暖化対策の観点から、CO<sub>2</sub>対策の強化が必須であることを考えれば、削減コストは想定している以上に高くなると考えられる。これらのことから、石炭火力発電は経済性に優れているとは言いがたい。

## 2.CO<sub>2</sub>排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について

環境配慮書で検討する事項は、事業が及ぼす影響の重大性について「客観的かつ科学的」に検討することで選定するとしている（第4章 p4. 1-1）にもかかわらず、本配慮書では、「熱効率等において最高技術レベルの設備を導入すること」により、環境への影響を低減できるとして、CO<sub>2</sub>排出量について検討されていない。しかし、IPCC第5次評価報告書において示されたように、CO<sub>2</sub>は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。仮に、使用される技術がBATに該当するとしても、事業によって引き起こされるCO<sub>2</sub>の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。

「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」によれば、事業によって「重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき」（p23）とあり、CO<sub>2</sub>排出量の程度が著しい事業は「重大な環境影響」を持つとみなされる（p26）。回避・低減が可能、影響が可逆的、短期間であるなどの特性を持つ影響は、方法書以降で扱うことができるとされている（p24）が、本事業を通じて大量に排出されるCO<sub>2</sub>による気候変動への影響は回避できるものでなく、またその影響が不可逆的であり、長期間にわたる。事業の計画段階において検討されるべき事項であることは論を待たず、この点を欠く本配慮書は、十分に環境保全について検討しているとみなすことはできない。

さらに、2013年4月26日に経済産業省・環境省が公表した「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（以下、「取りまとめ」）によると、天然ガス火力を超過する純増分（最新型の天然ガス火力発電所と比較した差分など）について海外での削減取組みなどの対策を行っている場合には、事業者が環境保全措置を行っているとはみなされる。しかし、本配慮書においては、そのような措置については触れられていない。事業者は、同取りまとめを踏まえた対策について明確に説明する責任がある。

## 3.CO<sub>2</sub>排出による環境影響に関する具体的な情報について

本配慮書においてはCO<sub>2</sub>に関連する詳細データが示されていない。これでは、本事業の技術がBATに該当するかを判断することもできない。CO<sub>2</sub>排出量や発電端効率、送電端効率は環境の保全の見地から検討するにあたって欠くことのできない情報であり、配慮書に記載されてしかるべき事項である。事業実施の是非にも関わる重要な情報であると考えられるため、事業者にはこれらの情報を開示する

ことを求める。

\* 意見書は、縦覧場所の備え付けご意見箱に投函下さるか、または以下の宛先に6月21日（土）（当日消印有効）までに郵送下さい。

\* 宛 先 ： 〒314-0014 茨城県鹿嶋市光3番地  
鹿島パワー株式会社 宛